

別表 1 認定分野

公益社団法人日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則第 13 条、14 条に定める認定分野は、次のとおりとする。

認定分野 A	歯科衛生業務において十分な実践力を有し、さらに医療連携・多職種連携に対応した高度かつ総合的な知識・技術を必要とする分野であり、本会が特定する分野とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活習慣病予防（特定保健指導-食生活改善指導担当者研修） 2 摂食嚥下リハビリテーション 3 在宅療養指導・口腔機能管理 4 糖尿病予防指導 5 医科歯科連携・口腔機能管理
認定分野 B	歯科衛生業務において十分な実践力を有し、歯科医療の特定の専門分野において高度な知識・技術を必要とする分野であり、関連する専門学会等との連携により特定できる分野とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者歯科 2 老年歯科 3 地域歯科保健 4 口腔保健管理

別表 2 認定研修（認定歯科衛生士セミナー）受講者基準

公益社団法人日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則第 10 条に定める認定研修受講者基準は、本会生涯研修制度「専門研修」のコース別・研修項目において 30 単位以上を修得し、認定研修コース別受講者基準（表 1、表 2 参照）を満たし、歯科衛生士業務経験 3 年以上（実務経験 1 年以上含む。）の者とする。ただし、歯科衛生士養成機関教員の実務経験は、専任教員として各認定コースの認定分野において学生教育を 1 年以上行っている者とする。なお、実務経験とは、次の業務をいう。

認定研修コース	基準
生活習慣病予防（特定保健指導-食生活改善指導担当者研修）	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業の場で労働者等に対する生活習慣病予防の相談・指導・教育等の業務に従事している者 2 都道府県、市区町村、歯科診療所等において生活習慣病の予防の相談・指導・教育の業務に従事している者 3 歯科衛生教育の場で生活習慣病予防について、学生に指導している者
摂食嚥下リハビリテーション	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関、施設等において摂食嚥下障害者に対して摂食機能療法を実施している者 2 歯科衛生教育の場で摂食嚥下リハビリテーションについて、学生に指導している者
在宅療養指導・口腔機能管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 下記①～④のいずれかにおいて業務を実施している者 <ol style="list-style-type: none"> ① 歯科診療所、病院、高齢者介護施設等に勤務し、在宅療養者及び要介護者等の口腔機能管理に関する業務を実施している者 ② 保健所、市区町村または高齢者介護施設等に勤務し、口腔機能管理または口腔機能向上に関する業務を実施している者 ③ 在宅、施設等において要介護者等の口腔機能管理に関する業務を実施している者 ④ 歯科衛生士教育において、在宅、施設の要介護者等の口腔機能管理に関する教育・指導を実施している者 2 前項にかかわらず在宅療養支援歯科診療所または歯科診療所、病院、高齢者介護施設等において、在宅療養者及び要介護者等の口腔機能管理

	<p>等の業務を実施し、3年以上の実務経験を有している者</p> <p>3 現行制度における「在宅療養指導（口腔機能管理）」または「摂食嚥下リハビリテーション」の認定研修を修了している者（認定更新をしなかった者を含む。）</p> <p>4 前項1～3のいずれかに該当し、歯科衛生士賠償責任保険に加入している者</p>
糖尿病予防指導	<p>1 下記①～④のいずれかにおいて業務を実施している者</p> <p>① 歯科診療所、病院等において、糖尿病患者および特定健診・特定保健指導の「動機付け支援」、「積極的支援」の対象者等に対して、歯周病の予防指導・治療・SPT等の口腔保健管理または生活習慣病予防や肥満予防等に関する保健指導を実施している者</p> <p>② 保健所、市区町村、事業所および健保組合等において、地域住民、職域成人および特定健診・特定保健指導の「動機付け支援」、「積極的支援」の対象者等に対して、歯周病の予防指導、生活習慣病予防および肥満予防等に関する保健指導を実施している者</p> <p>③ 学校保健において、児童、生徒等に対する歯・口の健康づくりに関する保健指導、生活習慣病予防および肥満予防等に関する保健指導を実施している者</p> <p>④ 歯科衛生士教育において、前記①～③に関する教育・指導を実施している者</p> <p>2 現行制度における「生活習慣病予防（特定保健指導）」の認定研修を修了している者（認定更新をしなかった者を含む。）</p> <p>3 日本歯周病学会または日本臨床歯周病学会の認定歯科衛生士である者。</p> <p>4 都道府県等において地域糖尿病療養指導士（LCDE）の資格を有している者</p> <p>5 前項1～3のいずれかに該当し、歯科衛生士賠償責任保険に加入している者</p>
医科歯科連携・口腔機能管理	<p>1 下記①～③のいずれかにおいて業務を実施している者。</p> <p>① 歯科診療所、病院等において、歯周病の予防指導・治療・SPT等の口腔保健管理および周術期等の口腔機能管理に関する業務を実施している者</p> <p>② 病院等における多職種連携のチーム医療において、医科歯科連携の口腔機能管理に関する業務を実施している者</p> <p>③ 歯科衛生士教育において、前記①～②に関する教育・指導を実施している者</p> <p>2 現行制度における「摂食嚥下リハビリテーション」の認定研修を修了している者（認定更新をしなかった者を含む。）</p> <p>3 前項1～2のいずれかに該当し、歯科衛生士賠償責任保険に加入している者</p>

(表1) 生涯研修制度における専門研修コース別・研修項目

区分	研修コース	研修項目	単位 (1単位60分)
基本研修	A 臨床研修コース	a 歯周治療の基本技術	15
		b 摂食嚥下機能療法の基本技術	15
	B リフレッシュコース	a 最新・歯科診療の補助	15
		b 幼児・学齢期歯科保健	
		c 成人歯科保健	
		d 高齢者・要介護者歯科保健	
		e 障害者歯科保健	
		f 災害支援活動	
		g 歯科衛生ケアプロセス(歯科衛生過程)	
h トピックス・その他			
C 特定コース	a 歯科診療所等における医療安全管理対策	15	
	b 周術期(がん患者等)の口腔ケア	15	
	c 在宅歯科医療の基礎	15	
特別研修	D 自己学習コース	本会指定の教育研修機関等の受講および学会等への参加、発表、論文掲載等。自己申告による。	15
指定研修	E 指定研修コース	本会指定の4年制大学、大学院課程、専攻科および病院等の臨床研修課程等を修了。自己申告による。	15

(表2) 認定研修(認定歯科衛生士セミナー)コース別受講者基準

認定研修コース	受講者基準(2コース・30単位以上)の内訳	
	必修	選択
生活習慣病予防 (特定保健指導 -食生活改善指導 担当者研修)	A 臨床研修コース a 歯周治療の基本技術	B リフレッシュコース
		C 特定コース a 歯科診療所等における医療安全管理対策 b 周術期(がん患者等)の口腔ケア c 在宅歯科医療の基礎
		D 特別研修
		E 指定研修
摂食嚥下リハビリ テーション	A 臨床研修コース b 摂食嚥下機能療法の 基本技術	A 臨床研修コース a 歯周治療の基本技術
		C 特定コース a 歯科診療所等における医療安全管理対策 b 周術期(がん患者等)の口腔ケア c 在宅歯科医療の基礎
		D 特別研修 日本摂食嚥下リハビリテーション学会での受講学習、能動学習を含む。
		E 指定研修

上記、認定研修コースの受講者基準にかかわらず、「在宅療養指導・口腔機能管理」、「糖尿病予防指導」、「医科歯科連携・口腔機能管理」は、本会生涯研修制度「専門研修」のコース別・研修項目において、2コース30単位以上を修得していること。

別表3 認定更新生涯研修

公益社団法人日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度施行細則第8条に定める認定更新生涯研修及び受講単位は、次のとおりとする。

- ① 認定更新申請者は、資格取得後5年以内の本会が定める認定更新受付期間内に、下記1の認定更新生涯研修により30単位以上（30単位を超えた単位は切捨てる。）を取得し、認定更新申請書（様式4）及び認定更新生涯研修記録（様式5）を提出する。
- ② 前項にかかわらず、認定分野Bの地域歯科保健、口腔保健管理の認定更新申請者は、日本口腔衛生学会の更新審査に合格し、推薦を経て、認定更新申請書（様式4-B）を提出する。

1 認定更新生涯研修及び単位

【認定分野A】

区分	対象研修	単 位 (参加1回に付)	共 著 共同演者
1 受講研修	日本歯科衛生士会	6	
	国際学会等 ^{※1}	6	
	特定の関連学会 ^{※2}	3	
	その他の関連学会 ^{※3}	2	
	日本歯科衛生士会認定更新生涯研修	3	
	日本摂食嚥下リハビリテーション学会 e-ラーニング修了 ^{※4}	5	
	本会が主催・共催する研修 ^{※5}	3	
	都道府県歯科衛生士会の専門研修（基本研修） のうち認定更新生涯研修として申請された研修	60分につき 1単位	
	その他委員会の認めた研修	3	
2 能動研修	日本歯科衛生士会学術大会での発表	演 者 10	共同演者 2
	国際学会等での発表	演 者 10	共同演者 2
	特定関連学会での発表	演 者 6	共同演者 1
	その他関連学会での発表	演 者 3	共同演者 1
	都道府県歯科衛生士会学術大会等での発表	演 者 3	共同演者 1
	日本歯科衛生士会雑誌論文筆頭者	著 者 12	共著者 1
	その他関連学会雑誌論文筆頭者	著 者 6	共著者 1
	関連学会、教育研修機関等の講演、社会貢献に 関する特別講演等	講 師 5	
日本歯科衛生士会生涯研修制度の専門研修の 講義、実習指導等	講 師 5	実習指導 2	

(注)

- ① 上記、受講学習に参加し、なおかつ発表（能動学習）した場合は、単位数の多い方を優先し、「受講学習」と「能動学習」の単位を重複しての申請は認められない。
- ② 国際学会等^{※1}：第4次生涯研修制度実施要綱の別表3を参照。
- ③ 「特定の関連学会」^{※2}、「その他の関連学会」^{※3}：日本歯科衛生士会HP「認定歯科衛生士認定更新の手引き（別紙2）」<http://www.jdha.or.jp/pdf/nintei-tebiki2.pdf>の「認定更新生涯研修関係学会リスト」に定める。
- ④ 日本摂食嚥下リハビリテーション学会e-ラーニング修了^{※4} 在宅療養指導・口腔機能管理、摂食嚥下リハビリテーション分野の更新単位とし、他の認定分野には該当しないもの

とする。

- ⑤ 本会が主催・共催する研修^{※5}：日本口腔外科学会歯科衛生士研究会、感染症予防歯科衛生士講習会とする。
- ⑥ 都道府県歯科衛生士会の専門研修（基本研修）Bリフレッシュコース（hトピックス・その他）の申請があった場合は、委員会で検討の上、適否について判断する。

【認定分野B】

区 分	対 象 研 修	単 位 (参加1回に 付)	共 著 共同演者
1 受講研修	日本歯科衛生学会	6	
	国際学会等 ^{※1}	6	
	認定分野Bの専門学会 ^{※2}	6	
	認定分野Bの国際学会 ^{※3}	6	
	特定の関連学会	3	
	その他の関連学会	2	
	日本歯科衛生士会認定更新生涯研修	3	
	認定分野B認定更新研修	3	
	本会が主催・共催する研修 ^{※4}	3	
	都道府県歯科衛生士会の専門研修（基本研修）のうち認定更新生涯研修として申請された研修	60分につき 1単位	
	その他委員会の認めた研修	3	
2 能動研修	日本歯科衛生学会学術大会での発表	演 者 10	共同演者 2
	国際学会等での発表	演 者 10	共同演者 2
	認定分野Bの専門学会での発表	演 者 10	共同演者 2
	認定分野Bの専門国際学会での発表	演 者 10	共同演者 2
	特定関連学会での発表	演 者 6	共同演者 1
	その他関連学会での発表	演 者 3	共同演者 1
	日本歯科衛生学会雑誌論文筆頭者	著 者 12	共著者 1
	認定分野Bの専門学会雑誌論文筆頭者	著 者 12	共著者 1
	その他関連学会雑誌論文筆頭者	著 者 6	共著者 1
	関連学会、教育研修機関等の講演、社会貢献に関する特別講演等	講 師 5	
	日本歯科衛生士会生涯研修制度の専門研修の講義、実習指導等	講 師 5	実習指導 2

(注)

- ① 認定分野Bの認定更新は、認定更新生涯研修受講単位30単位のうち、推薦母体の専門学会の受講研修、能動研修による単位20単位以上含むものとする。ただし、認定分野Bの「地域歯科保健」、「口腔保健管理」はこの限りではない。
- ② 上記、受講学習に参加し、なおかつ発表（能動学習）した場合は、単位数の多い方を優先し、「受講学習」と「能動学習」の単位を重複しての申請は認められない。
- ③ 国際学会等^{※1}：第4次生涯研修制度実施要綱の別表3を参照。
- ④ 「特定の関連学会」^{※2}、「その他の関連学会」^{※3}：日本歯科衛生士会HP「認定歯科衛生士認定更新の手引き（別紙2）」<http://www.jdha.or.jp/pdf/nintei-tebiki2.pdf>の「認定更新生涯研修関係学会リスト」に定める。
- ⑤ 本会が主催・共催する研修^{※4}：日本口腔外科学会歯科衛生士研究会、感染症予防歯科衛生士講習会とする。

- ⑥ 都道府県歯科衛生士会の専門研修（基本研修）Bリフレッシュコース（hトピックス・その他）の申請があった場合は、委員会で検討の上、適否について判断する。

2 認定更新生涯研修の指定要件

- (1) 認定更新生涯研修 1 受講学習「その他委員会が認めた研修」の指定要件は次のとおりとする。
- ① 研修内容が各認定分野に関連する内容であること。
 - ② 1 コースまたは1 テーマにつき、3 時間以上の研修およびセミナー等であること。
なお、1 コースまたは1 テーマにつき、2 日以上にわたる研修であっても3 単位とする。
ただし、審査機関である専門学会が申請する研修については、この限りではない。
 - ③ 研修講師は、本会認定歯科衛生士または専門学会等における認定取得者が1 名以上含まれていること。ただし、審査機関である専門学会が推薦する講師については、この限りではない。
 - ④ 受講者が30 名以上の研修であること。
- (2) 認定更新生涯研修を主催する者は、所定の認定更新申請書（本会HPよりダウンロード可）に所要事項を記載の上、研修会の3ヶ月前までに本会事務局に提出すること。
- (3) 承認を得た認定更新生涯研修主催者は、受講者に対して本会認定更新生涯研修の単位を取得できる旨を周知すること。
- (4) 本会が承認した認定更新生涯研修を実施した場合は、終了後1 か月以内に本会へ実施報告書を提出すること。